証券コード　3999
2020年12月３日

株　主　各　位

東京都港区愛宕二丁目５番１号
ナレッジスイート株式会社
代表取締役社長 稲　葉　雄　一

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、当日の会場へのご来場をお控えいただくとともに、書面またはインターネットによって議決権を行使いただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2020年12月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年12月18日（金曜日）午前10時

２．場　　所　東京都港区西新橋一丁目６番15号
ＮＳ虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
ＡＰ虎ノ門　11階　ルームＢ
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第14期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第14期（2019年10月１日から2020年９月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、当日の会場へのご来場をお控えいただくとともに、書面またはインターネットによって議決権を行使いただくことを推奨いたします。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。会場内には消毒液を設置し、株主様の座席は間隔を空けてご用意いたします。当社スタッフは検温を含め体調を確認したうえ、マスクを着用いたしますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://ksj.co.jp/)に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「事業報告」の一部、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://ksj.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
なお、これらの事項は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://ksj.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2020年12月17日（木曜日）午後６時まで**

インターネットで議決権を行使される場合

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　**2020年12月17日（木曜日）午後６時まで**

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**１回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の**入力が不要**です。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）
また、**本招集ご通知をご持参ください。**

日　時　**2020年12月18日（金曜日）午前10時**
（開場　午前９時30分）

場　所　**東京都港区西新橋一丁目６番15号**
ＮＳ虎ノ門ビル（日本酒造虎ノ門ビル）
ＡＰ虎ノ門11階ルームＢ

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

2020年12月17日（木曜日）午後６時まで

スマートフォンの場合

QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る

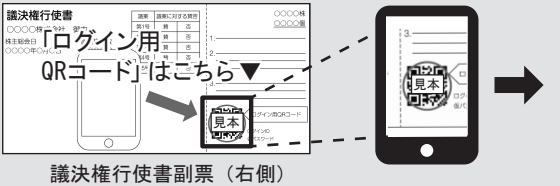

議決権行使書副票（右側）

2. 画面の案内に従って賛否をご入力する

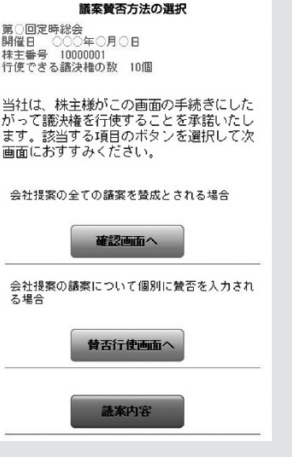

- 議決権行使書用紙に記載の**「ログイン用QRコード」**をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
  （「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- セキュリティの観点から**QRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。**
  ２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。**QRコードでのログインが出来ない場合や２回目以降のログインの際は、**次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

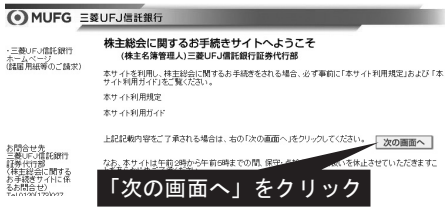

2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

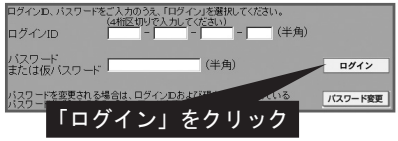

3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力

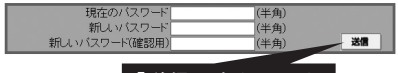

「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

＜ご注意事項＞

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性の向上、経営管理及びガバナンスの強化を目的として、当連結会計年度より従来の日本基準に替えて国際会計基準（以下、IFRS）を適用しております。前連結会計年度の諸数値は、IFRSに組み替えて比較分析を行っております。

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞により先行き不透明な状況となっております

当社グループのクラウドソリューション事業を展開する情報通信サービス市場は、働き方改革関連法案の施行に伴う「働き方改革」、感染症抑止のための「テレワーク」の常態化、及び「デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）」への急速な移行など、中堅・中小企業における企業の情報システム需要、リモートワーク環境の広がりにより、サブスクリプションからなるＳａａＳ（クラウドサービス）需要が急速に拡大しております。また、システムエンジニアリング事業を展開するＳＥＳ市場は、新型コロナウイルス感染症拡大によりプロジェクトの延伸など一時的な影響はありつつも、ＩＴ投資に積極的な企業における慢性的な人材不足は今後も継続する見通しです。

このような状況下で、当社グループは「Change The Business～中小企業のビジネスを変え、日本経済の活性化に貢献する～」の経営理念を基に、「脳力をフル活用できる世界へ」とする企業ビジョンの実現を目指し、テレワークをはじめとした働き方改革に必要不可欠であるＤＸへの取り組みを強化するべく、成長加速に向けた投資の更なる強化を推進してまいりました。

具体的には、中堅・中小企業のＤＸを推進し、より多くの企業の働き方変革と売上拡大への貢献を可能にする、ＳＦＡ／ＣＲＭクラウドサービス「Knowledge Suite（ナレッジスイート）」を中心としたサブスクリプションビジネスの拡大のため、将来の売上拡大を見据えた営業増員、及び感染症対策としての商談オンライン化を積極的に推進する新サービス「ＶＣＲＭ（ブイシーアールエム）」の市場投入と大規模ブランディング広告の実施のほか、先進技術を活用した次世代サービス基盤の開発をスタートいたしました。

さらに、カスタマーサクセスへ導く導入コンサルティングを通じて、企業のテレワーク導入早期化、ＤＸの推進を積極的に提案してまいりました。

また、経済産業省「ＩＴ導入補助金2020」における「ＩＴ導入支援事業者」に今年度も認定され、全国の中堅・中小企業へのクラウドサービス導入促進を支援してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益は2,118,616千円（前期比1.9％減）、営業損失は20,022千円（前連結会計年度は営業利益120,361千円）、税引前当期損失は27,285千円（前連結会計年度は税引前利益110,897千円）、親会社の所有者に帰属する当期損失は6,504千円（前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期利益77,330千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

（クラウドソリューション事業）

クラウドソリューション事業は、クラウドサービスとソリューションサービスの２つのサービスを軸に事業を展開しております。クラウドサービスでは、主に営業活動の可視化、営業活動の自動化に加え、企業の働き方変革及び売上拡大に貢献する法人向けマルチテナントとして開発した統合型ＳＦＡ／ＣＲＭクラウドサービスの開発・販売を展開しており、ソリューションサービスでは、中堅・中小企業のＩＴ課題を解決支援する導入コンサルティング、クラウドインテグレーション、ＷＥＢマーケティング支援を展開しております。

当連結会計年度のクラウドサービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による展示会及びセミナーの延期または中止により商談機会の減少が発生しましたが、感染症対策をきっかけとした中堅・中小企業のテレワーク化及びＤＸ化のニーズの高まりにより、オンラインによる継続的なリード（見込み客）の獲得を維持し、商談のオンライン化を推進し、サブスクリプション契約の受注積み上がりが好調であったことから、当連結会計年度における売上収益は674,516千円（前期比12.9％増）となりました。

ソリューションサービスにつきましては、クラウドサービスの契約が増加したことで、導入コンサルティングサービスの受注は堅調に推移し、対面中心からオンラインへの業務変更早期化が功を奏し計画以上の収益を達成しましたが、ＷＥＢマーケティング支援及びクラウドインテグレーションサービスは、感染症拡大による顧客企業の予算縮小、及び先送り案件が増加した影響が響き、当連結会計年度における売上収益は221,646千円（前期比1.1％減）となりました。

これらの結果、売上収益は896,162千円（前期比9.1％増）、セグメント利益は129,649千円（前期比49.5％減）となりました。

（システムエンジニアリング事業）

システムエンジニアリング事業は、クラウドやＡＩ・ＩｏＴ・ビッグデータ等のＷＥＢアプリケーション技術を習得した実績ある精鋭エンジニアを有し、幅広い業種の企業に向けた高品質なシステムエンジニアリングサービスを展開しております。

当連結会計年度においては、慢性的なＩＴ人材不足を背景に、既存取引先との取引深耕が奏功し安定的な稼働エンジニアを確保できておりましたが、感染症拡大による緊急事態宣言の発令を機に、ＩＴ人材需要が高い常駐先企業において、年度開始に伴う計画見直しが発生したことで、派遣先プロジェクトが一部見送りになり、今後の回復の兆しはありつつも当初計画からは減収となりました。

これらの結果、売上収益は1,222,454千円（前期比8.6％減）、セグメント利益は258,036千円（前期比1.1％増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 13 期 (2019年９月期) (前連結会計年度)		第 14 期 (2020年９月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドソリューション事業	821,776千円	38.0％	896,162千円	42.3％	74,386千円	9.1％
システムエンジニアリング事業	1,338,163	62.0	1,222,454	57.7	△115,709	△8.6
合計	2,159,940	100.0	2,118,616	100.0	△41,324	△1.9

（注）１．セグメント間取引については、相殺消去しております。
２．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 資金調達の状況

当社は、金融機関と当座貸越契約を締結し借入実行を行い100,000千円の調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、設備投資の総額は439,800千円であり、主なものは、クラウドサービスの新機能ソフトウエアの開発268,496千円、サーバー設備の増設85,866千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2019年12月20日付で、株式会社ウィルズの普通株式12,000株を処分しております。

また、2020年７月１日付で、セグエグループ株式会社の普通株式40,000株を処分しております。

(2) 財産及び損益の状況

日本基準

区　　分	第 11 期 (2017年９月期)	第 12 期 (2018年９月期)	第 13 期 (2019年９月期)
売上高 (千円)	790,671	967,786	2,159,940
経常利益 (千円)	150,954	43,757	61,167
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	147,693	59,722	18,534
１株当たり当期純利益 (円)	69.10	12.57	3.72
総資産 (千円)	537,591	1,671,770	2,201,099
純資産 (千円)	387,286	995,171	1,039,620
１株当たり純資産 (円)	181.20	200.98	206.44

(注) １．当社は、第12期より連結計算書類を作成しておりますので、第11期については、当社単体の数値を記載しております。

２．第11期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

３．当社は、2017年10月５日付で普通株式１株につき200株、2018年４月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

IFRS

区　　分	第 13 期 (2019年９月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2020年９月期)
売上収益 (千円)	2,159,940	2,118,616
営業利益 (千円)	120,361	△20,022
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	77,330	△6,504
基本的1株当たり当期利益 (円)	15.51	△1.28
資産合計 (千円)	2,338,764	2,515,511
資本合計 (千円)	980,213	993,091
１株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	196.62	194.53

(注) １．△は損失を示しております。

２．当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第13期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アーキテクトコア	10,000千円	100.0%	システムエンジニアリングサービス

（注） 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社アーキテクトコア
特定完全子会社の住所	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	919,912千円
当社の総資産額	2,121,757千円

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

① 企業・製品ブランドの認知向上

当社グループは、当社グループが提供するＳａａＳ（クラウドサービス）の顧客企業数を加速度的に増加させることが、当社グループの安定成長にとって重要であると認識しております。

また、ＳａａＳを通じて、企業のデジタルトランスフォーメーションを加速させ、中堅・中小企業の発展と活性化を支援するべく「ＳＤＧｓ」等、社会的企業価値の向上が重要であると認識しております。

このため、既にご利用されている顧客企業の成功を支援すると同時に、当社の持続的な取り組みを啓蒙し、ＴＶＣＭ等のマス広告、及びＷＥＢプロモーション、各種イベント等をとおして、当社の企業価値とブランド育成を図り、認知度の向上に努めてまいります。

② 収益力の強化

当社グループは、毎月の利用料を積み上げて継続的な収益を長期的かつ、安定的に確保できる収益構造（サブスクリプション）であるＳａａＳ（クラウドサービス）を軸とした中堅・中小企業のＤＸ支援を主力事業としております。そのため、収益力を更に高めるには、初期段階の導入課題、運用課題を解決し、導入企業の利用継続を促進することが重要であると認識しております。

当社グループは、今後も顧客の成功へ導く重要な役割として、導入初期段階の課題を解決し、継続的な運用サポートを提供するカスタマーサクセス体制を強化し、収益の安定と向上を図ってまいります。

③ ＩＴ人材の確保と育成

当社グループは、顧客企業のニーズをタイムリーに製品・サービスに反映させることで、当社グループが提供するサービスの差別化を図ってまいりました。将来にわたり顧客企業から支持されるには、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しております。また、当サービスに係る販売・サポート体制は、ＳａａＳ（クラウドサービス）を継続的に活用いただき、顧客の成功へ導くためには、ＤＸ支援がより一層重要であると認識しています。

このため、当社グループは、即戦力としての中途採用と中長期的な事業拡大に不可欠な新卒採用による採用活動を積極的に進めてまいります。また、優秀な人材の確保及び維持のために、時代に即した人事制度の構築、従業員への教育研修などを積極的に進めてまいります。

④　サービス品質・安定性向上

顧客企業に継続的に当社グループのサービスをご利用いただくためには、当社グループで汲み取ったお客様のニーズを実際のサービスに反映させ、満足して利用していただける品質及び安定性を維持する体制を求められております。

また、当サービスはクラウド上で稼働しており、顧客企業に快適に利用していただくためには、システムを安定的に稼働させつつ、不具合等が発生した場合に速やかに解決する必要があります。

このため、当社グループの製品・サービスをお客様に提供するまでの全ての工程について、継続的に改善を行うことで、高品質で安定したサービスを永続的に提供し続けるための仕組みを構築しております。

また、顧客企業に当社グループのサービスを安心してご利用いただけるよう、顧客企業のデータは、日本国内の強固なデーセンターで管理しておりますが、より一層の安定稼働に向け体制の強化に取り組んでまいります。

⑤　コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の強化

当社グループが継続的な成長を続けることができる企業体質の確立に向けて、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要な経営課題の一つであると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、その強化への取り組みを推進し、株主、従業員、取引先等全てのステークホルダーに対して経営の適切性、健全性を最大限に発揮してまいります。

内部管理体制については、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に実施するとともに、定期的な内部監査の実施によるモニタリング機能の強化を図ってまいります。また、業務の効率化や合理化並びにリスク最小化を追求し、内部統制の強化を進めてまいります。

２．会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2020年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	稲　葉　雄　一	―
取締役副社長	飯　岡　晃　樹	執行役員ＣＲＭビジネスユニット長 株式会社アーキテクトコア 代表取締役社長
専務取締役	岡　原　達　也	執行役員ＣＲＭビジネスユニット ソリューション３部兼マーケティング部管掌
常務取締役	柳　沢　貴　志	執行役員コーポレートビジネスユニット長 株式会社アーキテクトコア 監査役
取締役	雄　川　賢　一	執行役員ＣＲＭビジネスユニット Ｒ＆Ｄ部管掌
取締役（監査等委員）	伊香賀　照　宏	税理士法人ファーサイト 代表社員 株式会社MUGENUP 社外監査役
取締役（監査等委員）	古　川　征　且	スターティアレイズ株式会社 代表取締役社長
取締役（監査等委員）	和　田　信　雄	―
取締役（監査等委員）	三　浦　謙　吾	銀座高岡法律事務所 弁護士

（注）１．当社は、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

２．取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏、古川征且氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏は、会社法第２条第15号に規定する社外取締役であります。

３．当社は、取締役（監査等委員）伊香賀照宏氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．伊香賀照宏氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計並びに企業経営に関する相当の知見と経験を有しております。

５．三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5(-)名	52,380 (-) 千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4(4)名	3,800 (3,800) 千円
合計 （うち社外役員）	9(4)名	56,180 (3,800) 千円

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第12回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、2019年12月20日開催の第13回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠で、取締役(監査等委員を除く)に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額30,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年12月21日開催の第12回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

連結財政状態計算書

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	1,099,445	（流動負債）	913,646
現金及び現金同等物	748,860	営業債務及びその他の債務	250,134
営業債権及びその他の債権	299,348	契約負債	10,626
棚卸資産	449	有利子負債	433,616
未収法人所得税	13,069	リース負債	117,484
その他の流動資産	37,717	その他の流動負債	101,785
（非流動資産）	1,416,066	（非流動負債）	608,774
有形固定資産	61,494	有利子負債	304,050
使用権資産	383,857	リース負債	256,228
のれん	328,206	引当金	36,359
顧客関連資産	53,036	繰延税金負債	12,136
その他の金融資産	184,219	負債合計	1,522,420
繰延税金資産	17,686	資本	
		（親会社の所有者に帰属する持分）	993,091
		資本金	681,106
		資本剰余金	647,594
		利益剰余金	△338,102
		自己株式	△192
		その他の資本の構成要素	2,685
		資本合計	993,091
資産合計	2,515,511	負債及び資本合計	2,515,511

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年10月１日から2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	2,118,616
売上原価	1,259,020
売上総利益	859,595
販売費及び一般管理費	936,323
その他の収益	56,747
その他の費用	42
営業損失	20,022
金融収益	409
金融費用	7,672
税引前当期損失	27,285
法人所得税費用	△20,781
当期損失	6,504
当期損失の帰属	
親会社の所有者	6,504

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**370,741**	**流動負債**	**665,020**
現金及び預金	124,176	買掛金	15,414
売掛金	141,086	短期借入金	100,000
仕掛品	449	一年内返済予定長期借入金	265,216
前払費用	46,835	未払金	193,385
その他	58,802	未払費用	17,482
貸倒引当金	△608	未払法人税等	5,843
固定資産	**1,751,015**	前受金	10,626
有形固定資産	**236,974**	リース債務	33,797
建物	68,112	賞与引当金	15,600
工具器具備品	19,891	その他	7,654
リース資産	148,970	**固定負債**	**465,907**
無形固定資産	**382,899**	長期借入金	297,850
のれん	5,000	リース債務	131,698
ソフトウエア	187,693	資産除去債務	36,359
ソフトウエア仮勘定	190,205	**負債合計**	**1,130,927**
投資その他の資産	**1,131,142**	（純資産の部）	
投資有価証券	118,000	**株主資本**	**990,829**
関係会社株式	919,912	**資本金**	**681,106**
差入保証金	59,149	**資本剰余金**	**671,206**
その他	34,080	資本準備金	671,206
		利益剰余金	**△361,291**
		その他利益剰余金	△361,291
		繰越利益剰余金	△361,291
		自己株式	**△192**
		純資産合計	**990,829**
資産合計	**2,121,757**	**負債・純資産合計**	**2,121,757**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年10月１日から
2020年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**900,534**
売上原価		**309,187**
売上総利益		**591,347**
販売費及び一般管理費		**765,513**
営業損失		**174,165**
営業外収益		
受取利息	2	
経営指導料	84,000	
助成金収入	10,180	
その他	689	94,872
営業外費用		
支払利息	5,677	
為替差損	280	
その他	42	5,999
経常損失		**85,292**
特別利益		
投資有価証券売却益	48,182	48,182
税引前当期純損失		**37,110**
法人税、住民税及び事業税	4,419	
法人税等調整額	△3,387	1,032
当期純損失		**38,143**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

ナレッジスイート株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　岩﨑　剛	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　小野　潤	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ナレッジスイート株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ナレッジスイート株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

ナレッジスイート株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　岩﨑　剛	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　小野　潤	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ナレッジスイート株式会社の2019年10月１日から2020年９月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年10月１日から2020年９月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

ナレッジスイート株式会社　監査等委員会

監査等委員　伊香賀照宏　㊞

監査等委員　古川征且　㊞

監査等委員　和田信雄　㊞

監査等委員　三浦謙吾　㊞

（注） 監査等委員 伊香賀照宏、古川征且、和田信雄及び三浦謙吾は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。なお本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	稲葉雄一（いなばゆういち） （1968年４月29日）	1998年２月　㈱博報堂キャプコ（現 ㈱博報堂DYキャプコ）　入社 1998年７月　㈱メンバーズ 入社 1999年２月　㈱インピリック電通（現 ㈱電通ダイレクトマーケティング）　入社 2001年４月　㈱電通テック 入社 2006年10月　当社設立 代表取締役社長（現任）	1,401,000株
2	飯岡晃樹（いいおかこうき） （1967年８月31日）	1995年４月　富士通㈱ 入社 2001年５月　イレブンポイントツー㈱（現 モードツー㈱）　入社 取締役 2010年４月　当社入社 執行役員 2010年12月　当社 取締役ソリューション本部長 2014年12月　当社 取締役執行役員CRMビジネスユニット長 2018年６月　㈱フジソフトサービス（現 ㈱アーキテクトコア）代表取締役社長 2018年10月　ビクタス㈱（現 ㈱アーキテクトコア）代表取締役社長（現任） 2018年12月　当社 取締役副社長執行役員CRMビジネスユニット長 2020年10月　当社 取締役副社長執行役員DXビジネスユニット長(現任) （重要な兼職の状況） ㈱アーキテクトコア 代表取締役社長	185,600株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	岡原達也（おかはらたつや） （1972年６月29日）	1996年４月　㈱サブアンドリミナル（現 ㈱セプテーニ）入社 1997年６月　㈱スケール 入社 2006年８月　㈱オプト 入社 2007年４月　当社入社 常務取締役 2008年５月　当社 取締役クリエーティブ本部長 2014年12月　当社 取締役執行役員CRMビジネスユニット ソリューション３部部長 2018年６月　㈱フジソフトサービス（現 ㈱アーキテクトコア）取締役 2018年10月　ビクタス㈱（現 ㈱アーキテクトコア）取締役 2018年12月　当社 専務取締役執行役員CRMビジネスユニット ソリューション３部兼マーケティング部管掌 2020年10月　当社 専務取締役執行役員DXビジネスユニット ソリューション３部及びマーケティング部管掌(現任)	196,000株
4	柳沢貴志（やなぎさわたかし） （1974年９月８日）	1997年４月　㈱NTTメディアスコープ（現 ㈱エヌ・ティ・ティ・アド）　入社 2001年７月　㈱電通テック 入社 2007年11月　当社入社 常務取締役 2008年５月　当社 取締役マーケティング本部長 2016年12月　当社 取締役執行役員コーポレートビジネスユニット長 2018年６月　㈱フジソフトサービス（現 ㈱アーキテクトコア）監査役 2018年10月　ビクタス㈱（現 ㈱アーキテクトコア）監査役（現任） 2018年12月　当社 常務取締役執行役員コーポレートビジネスユニット長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱アーキテクトコア 監査役	210,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	雄川賢一（おがわけんいち） （1975年３月28日）	1997年４月　日榮建設工業㈱ 入社 1998年10月　由設計事務所 入所 1999年４月　㈱情報数理研究所 入社 2007年８月　三菱総研DCS㈱ 入社 2013年８月　当社入社 R&D部部長 2016年12月　当社 執行役員CRMビジネスユニット R&D部部長 2018年１月　当社 取締役執行役員CRMビジネスユニット R&D部管掌 2018年６月　㈱フジソフトサービス（現 ㈱アーキテクトコア）取締役 2018年10月　ビクタス㈱（現 ㈱アーキテクトコア）取締役 2020年10月　当社 取締役執行役員DXビジネスユニット クラウド開発部、先進技術開発部及びクラウドプラットフォーム部管掌(現任)	5,100株

（注）　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな）（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	伊香賀　照　宏（いかが　てる　ひろ） （1984年２月18日）	2007年12月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）　入社 2011年５月　公認会計士登録 2012年11月　上海邁伊茲咨詢有限公司 入社 2013年９月　ファーサイト会計事務所（現 税理士法人ファーサイト）　入社 2013年12月　税理士登録 2016年８月　㈱MUGENUP 社外監査役（現任） 2016年９月　税理士法人ファーサイト 代表社員（現任） 2018年12月　当社 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 税理士法人ファーサイト 代表社員 ㈱MUGENUP 社外監査役	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	古川征且（ふるかわまさかつ） （1969年９月17日）	1988年４月　茂木薬品商会㈱ 入社 1992年９月　日本テレックス㈱ 入社 1994年７月　日本デジタル通信㈱ 入社 1996年10月　㈱エヌディーテレコム（現 スターティアホールディングス㈱） 取締役 2009年４月　スターティアラボ㈱ 取締役 2011年４月　スターティア㈱（現 スターティアホールディングス㈱） 常務執行役員マーケティング部長兼テクニカルソリューション部長 2013年２月　当社 取締役 2014年４月　スターティア㈱（現 スターティアホールディングス㈱） 取締役兼常務執行役員マーケティング本部長 2017年４月　同社 取締役兼常務執行役員事業戦略本部長 2017年11月　スターティアレイズ㈱ 代表取締役社長（現任） 2018年４月　スターティアホールディングス㈱ 常務執行役員 2018年12月　当社 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） スターティアレイズ㈱ 代表取締役社長	2,000株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	和田信雄（わだのぶお） （1948年12月13日）	1972年４月　㈱富士通 入社 1989年６月　同社 大阪支店第二金融部長代理 1991年４月　同社 本社第一金融統括第一部長 1995年４月　同社 本社第一金融統括 1999年４月　同社 関西支社長 2005年４月　富士通エフ・アイ・ピー㈱（現 富士通Japan㈱） 入社 取締役営業本部長 2009年６月　富士通エフ・アイ・ピー・システムズ㈱（現 富士通Japanソリューションズ東京㈱） 入社 取締役副社長 2013年６月　SalesCreate起業（個人事業主） 2017年５月　当社 取締役 2018年12月　当社 取締役（監査等委員）（現任）	4,000株
4	三浦謙吾（みうらけんご） （1980年７月１日）	2009年９月　司法試験合格 2010年12月　弁護士登録（東京弁護士会） 2011年１月　みらい総合法律事務所 入所 2015年３月　当社 監査役 2017年10月　銀座高岡法律事務所 設立（現任） 2018年12月　当社 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 銀座高岡法律事務所 弁護士	－

（注）１．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．伊香賀照宏、古川征且、和田信雄、三浦謙吾の各氏は、社外取締役候補者であります。

３．(1) 伊香賀照宏氏は、公認会計士、及び税理士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見と経験を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって２年、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。

(2) 古川征且氏は、ＩＴ業界における数々の事業部門責任者及び経営者として同業界における豊富な知識と経験を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって７年10か月、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。なお、当社は、同氏が代表取締役を務めるスターティアレイズ㈱より、当社サービス販売による売上、及び同社から業務委託の支払い等がありますが、取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間に特別な関係はありません。

(3) 和田信雄氏は、ＩＴ業界における数々の事業部門責任者及び経営者としての経歴を持

つことから、企業経営に関する豊富な知識を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって３年７か月、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。

(4) 三浦謙吾氏は、弁護士として法律に関する高度な専門知識を有しております。このため、当社は同氏が社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して社外取締役候補者とするものであります。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって２年、監査等委員である取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって２年であります。

４．当社は、伊香賀照宏氏、和田信雄氏及び三浦謙吾氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合、引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。

５．当社は、伊香賀照宏、古川征且、和田信雄及び三浦謙吾の各氏との間に、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しており、伊香賀照宏、古川征且、和田信雄及び三浦謙吾の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き当社と各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、法令に定める最低責任限度額となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場： 東京都港区西新橋一丁目６番15号　ＮＳ虎ノ門ビル
（日本酒造虎ノ門ビル）ＡＰ虎ノ門　11階　ルームＢ
TEL 03-3501-2109

（ご注意）駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますよう、お願い申しあげます。

交通	東京メトロ銀座線	「虎ノ門駅」（９出口）	徒歩約３分
	都営三田線	「内幸町駅」（Ａ４ａ出口）	徒歩約３分
	ＪＲ・東京メトロ銀座線	「新橋駅」	徒歩約８分